

令和 6 年厚木市農業委員会10月定例総会議事録

日 時 令和 6 年10月25日 金曜日 午後 1 時30分から午後 1 時55分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1 番 小 池 よし子

3 番 内 海 則 行

5 番 曾 根 義 久

7 番 鈴 木 好 弘

9 番 清 田 徳 治

11番 中 丸 豊

2 番 早 川 暁

4 番 井 上 慎 一

6 番 高 澤 友紀子

8 番 三 橋 澄 夫

10番 大 矢 和 人

12番 松 前 進（会長職務代理者）

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について（報告14件）
- 2 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（報告10件）
- 3 国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について（報告 1 件）
- 4 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について（報告 2 件）
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について（報告 4 件）
- 6 議案第41号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（ 6 件）
- 7 議案第42号 農用地利用集積計画の決定について（ 7 件）

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。

これより、令和6年厚木市農業委員会10月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、5番の曾根義久委員、6番の高澤友紀子委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、9月11日から10月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、6件、7筆、面積は2,456.85平方メートルでございます。

法第5条につきましては、8件、12筆、面積は2,568平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、14件、19筆、面積は5,024.85平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、9月11日から10月10日までに受付したも

のについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は6人、農地の所有権を取得された相続人は10人、筆数は延べ27筆、面積は延べ13,893平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

これは、国税等の滞納処分のため必要があることから、国税局から調査の依頼を受け、回答するもので、本件につきましては、令和6年9月3日付けで厚木税務署長から、農地の現況について照会があったものでございます。

御報告する案件は1件でございます。

対象地は上古沢字谷ノ前4筆、登記地目及び現況地目は全て畑、合計面積は1,017.54平方メートルでございます。

滞納者は上古沢にお住まいの亡Aさん相続人のBさんでございます。

当該地は市街化調整区域内の土地で、全ての土地について農地性があったため、国の公売になった農地の入札に参加する場合、農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明する買受適格証明書が必要である旨を回答しました。

なお、上古沢字谷ノ前1筆については、転用履歴は無く、カーポートを設置するなど違反転用が見受けられますが、全体的に農地であることを確認しておりますので、買受適格証明書が必要である旨を回答いたしました。

そのため、同地が公売にかけられた場合は、農地に復元する必要があります。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明」について、御報告いたします。

生産緑地の所有者は、都市計画法第20条第1項の告示の日から30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡し、若しくは農業に従事することを不可能にさせる故障等が生じた場合、市長に買取りの申出をすることができることとされております。

本証明につきましては、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地の買取りの申出を行う際に必要な証明となっております。

御報告する案件は2件です。

1番でございます。

証明願申出者は、下荻野にお住まいのCさん。買取り申出を行おうとする生産緑地は、下荻野字宿頭1筆及び同字子合1筆、現況地目はともに畑、合計面積は1,463平方メートルです。

当該生産緑地は、主たる従事者の死亡のため、買取りの申出事由として、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が提出されました。

こちらに対しまして、生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規定第3条に基づき、高澤委員及び曾根委員に意見聴取を行うとともに現地調査を行ったところ、農業に従事していたことが確認できましたので、主たる従事者であった旨の証明書を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

証明願申出者は、上依知にお住まいのDさん。買取り申出を行おうとする生産緑地は、上依知字城山4筆、現況地目は全て畑、合計面積は3,522平方メートルです。

当該生産緑地は、主たる従事者の死亡のため、買取りの申出事由として、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が提出されました。

こちらに対しまして、生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規定第3条に基づき、井上委員及び中丸委員に意見聴取を行うとともに現地調査を行ったところ、農業に従事していたことが確認できましたので、主たる従事者であった旨の証明書を交付したものでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程 5、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

〈主幹兼農地管理係長〉

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。
御報告する案件は4件です。

初めに1番でございます。

証明願の提出者は、栃木県佐野市大橋町にお住まいのEさん、対象地は三田字堰端1筆、登記地目は畑、面積は202平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成24年に相続した時点で山林化しており、現在に至っているもので、平成26年度航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び鈴木好弘委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願の提出者は、金田にお住まいのFさん、対象地は金田字新河原1筆、登記地目は畑、面積は319平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成26年以前より資材置き場として利用しており、現在に至っているもので、平成26年度航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、井上慎一委員及び中丸豊委員に資料及び現地を確認いただいたものです。
続いて3番でございます。

証明願の提出者は、中町3丁目にお住まいのGさん、対象地は中荻野字公所1筆、登記地目は畑、面積は545平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和30年頃から山林化し、現在に至っているもので、平成26年度航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、高澤由紀子委員及び曾根義久委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

最後に4番でございます。

証明願の提出者は、下川入にお住まいのHさん、対象地は下川入字十六ノ域1筆、登記地目は畑、面積は146平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成26年に農業用施設を建築し、現在に至っているもので、平成26年度航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び鈴木好弘委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

説明は、以上でございます。

〈議長〉

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程 6、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

〈専任主幹〉

ただいま議題となりました議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

本日、お諮りする案件は6件でございます。

初めに1番でございます。

対象地は関口字根岸1筆、現況地目は田、面積は678平方メートルです。

渡人は関口にお住まいのIさんで、受人は関口にお住まいのJさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人及び従業員3人の4人です。

続いて2番でございます。

対象地は下依知2丁目1筆、中依知字道満1筆、同字前河原1筆、山際字南海道5筆及び同字齊ノ神戸1筆、現況地目は田及び畑、合計面積は4,296平方メートルです。

渡人は座間市新田宿にお住まいの被相続人 Kさんの死因贈与執行者 Lさんで、受人は座間市新田宿にお住まいのLさんです。

死因贈与契約による所有権移転で、水稻及び露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機。

労働力につきましては、本人の1人です。

続いて3番でございます。

対象地は飯山字西台下3筆、現況地目は全て田、合計面積は5,533平方メートルです。

渡人は飯山にお住まいのMさん、受人は海老名市中新田1丁目にお住まいのNさんです。

経営規模拡大のための贈与契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

続いて4番でございます。

対象地は飯山字山田原1筆、現況地目は畑、面積は928平方メートルです。

渡人は飯山にお住まいのOさん、受人は三田にお住まいのPさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機等。

労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

続いて5番でございます。

対象地は飯山字打越1筆、現況地目は田、面積は1,135平方メートルです。

渡人は飯山にお住まいのQさん、受人は飯山の有限会社R、代表取締役 Sさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、ダンプ、トラック、コンバイン等。

労働力につきましては、代表取締役本人及び従業員5人の6人です。

最後に6番でございます。

対象地は関口字上原1筆、現況地目は畑、面積は1,026平方メートルです。

渡人は関口にお住まいのTさん、受人は関口にお住まいのUさん及びVさんです。

経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機。

労働力につきましては、Uさん、Uさんの配偶者、Uさんの両親及びVさんの5人です。

なお、1番から6番のすべてにおいて、農地法に規定する各基準については満たしております。

説明は、以上でございます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程7、議案第42号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただ今議題となりました、議案第42号、「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は7件、12筆、合計集積面積は、8,439平方メートルでございます。

権利の種類別では、全て使用貸借権となっております。

現況地目別では、田が7筆、4,231平方メートル、畑が5筆、4,208平方メートルでございます。

利用目的別では、水稻が2件、普通畑が5件となっております。

契約期間は、3年間が6件、9年間が1件。

新規設定が2件、更新設定が5件となっております。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定する要件を満たしているものです。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 7、議案第42号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第42号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 6 年厚木市農業委員会10月定例総会を閉会いたします。

令和 6 年10月25日

議長

議事録署名人

議事録署名人
